

小山町告示第182号

小山町奨学金返還支援助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年12月10日

小山町長 池谷 晴一

小山町奨学金返還支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、若者の流出防止とUターンを促進し定住人口の増加を図るため、大学等を卒業又は修了後、町内に居住し、就労しながら自らが貸与を受けた奨学金を返還する本町出身者等に対し、予算の範囲内において小山町奨学金返還支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、小山町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和51年小山町規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小山町出身者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、特別支援学校の高等部若しくは高等専門学校を卒業し、又は専修学校の高等課程を修了したときに、町内に住所を有していた者又は町内に住所を有していなかった者であって当該者の親権者若しくは未成年後見人若しくはこれらに準ずる者が町内に住所を有していたものをいう。
- (2) 大学等 学校教育法に規定する大学、専門職大学、大学院、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校をいう。
- (3) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金（以下「日本学生支援機構奨学金」という。）、小山町育英奨学資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和38年小山町条例第17号）第3条に規定する奨学金（以下「小山町奨学金」という。）並びにこれらに準ずる奨学金で町長が認めるものをいう。
- (4) 就労 正規、非正規を問わず事業所に雇用され、家業に従事し、又は自ら起業し事業を営み、おおむね週40時間以上勤務することをいう。ただし、産前・産後休業又は育児休業中は、就労期間とみなす。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小山町出身者又は静岡県立小山高等学校を卒業した者であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町が備える住民基本台帳に記録され、かつ、現に居住しているもの。

- (2) 令和元年度以降に大学等を卒業又は修了した者であつて、卒業又は修了した時に満27歳以下であり、かつ、助成金の交付の申請をした日（以下「交付申請日」という。）の属する年度において満33歳以下のもの。
 - (3) 大学等在学中に奨学金の貸与を受け、自ら遅滞なく奨学金の返還を行っている者
 - (4) 現に就労し、町税等を滞納していない者
 - (5) 他から奨学金返還の助成を受けていない者
- （交付対象奨学金）

第4条 助成金の交付の対象となる奨学金（以下「交付対象奨学金」という。）は、交付申請日の属する年度の前年度の10月1日からその翌年の9月30日までの期間において、交付対象者が返還した奨学金（元本に限る。）とする。

（助成金の額等）

第5条 助成金の額は、交付対象奨学金に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、120,000円を限度とする。ただし、当該交付対象奨学金が高等学校就学に係る奨学金の場合は、60,000円を限度とする。

2 助成金の交付を受けることができる期間は、助成金の交付を受けた最初の年度から通算5年間とする。

（交付対象者の登録）

第6条 助成金の交付を受けようとする交付対象者は、町長が別に定める期日までに、小山町奨学金返還支援助成金交付予定者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 大学等の卒業証明書、修了証明書等の写し
- (2) 奨学金の受給及び返還状況が分かる書類の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請があつたときには、速やかにその内容を審査し、その結果を小山町奨学金返還支援助成金交付予定者登録（不登録）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第7条 前条の規定により登録の決定の通知を受けた交付対象者（以下「交付予定者」という。）は、原則として通知を受けた年の翌年以後、各年の10月から12月の間に、小山町奨学金返還支援助成金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 就労状況証明書（様式第4号）
- (2) 奨学金返還額証明書その他奨学金の返還実績が確認できる書類の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 町長は、前条に規定する申請があつたときには、速やかにその内容を審査し、その

結果を小山町奨学金返還支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第9条 前条の規定により交付の決定の通知を受けた交付予定者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知を受理してから7日以内に小山町奨学金返還支援助成金請求書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

（交付の決定の取消し等）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）虚偽の申請その他不正な行為により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- （2）この要綱又は規則の定め違反したとき。
- （3）その他町長が不適正と認めるとき。

（助成金の返還）

第11条 町長は、前条の規定により交付の決定の取消し等を行った場合は、当該取消し等に関し、既に助成金が交付されているときは、小山町奨学金返還支援助成金返還命令書（様式第7号）により期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年12月10日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に奨学金を返還している交付対象者については、令和3年4月1日以後に返還した奨学金を交付対象経費とする。
- 3 第6条及び第7条の規定にかかわらず、令和3年度に助成金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める期日までに、交付の申請を行うものとする。